

よくある質問FAQ

<p>申請はいつ行えばよいですか。</p>	<p>固定資産税、都市計画税を全て納め終わってからの申請になります。 納期は通常、4期分納となっています。最後の納期は、12月末ですので申請は12月以降となります。 一括で税金を納めた場合は、すぐに申請可能です。</p>
<p>申請の締切りはありますか。</p>	<p>毎年2月末までに申請をしてください。</p>
<p>住宅と土地を取得しましたが、夫婦の共有です。申請はどうすればよいですか。</p>	<p>夫婦共有の場合、申請は代表者のお名前を記入して下さい。それぞれ申請する必要はありません。</p>
<p>住宅は夫単有ですが、土地は妻との共有です。土地は対象となりますか。</p>	<p>妻と共有の土地も、住宅用地として取得したのであれば、対象となります。</p>
<p>住宅を取得しましたが、親との共有です。持分はそれぞれ2分の1です。助成の対象になりますか。</p>	<p>自ら居住するために、住宅を取得した18歳以下のお子さんがある方が対象となりますので、親の持分の部分については対象外となります。</p>
<p>今回取得した住宅、土地とは別に市内に不動産をいくつか所有していますが、その分も助成の対象になりますか。</p>	<p>対象となるのは、自らが居住するために取得した住宅と土地になりますので、他に所有する不動産については対象となりません。</p>
<p>この制度が始まる前から、今の家に住んでいます。名義は自分ではありませんでしたが、この度名義を自分に変えました。対象となりますか。(取得方法は、売買のほか、贈与、相続を含む)</p>	<p>住宅取得後、併せて住宅所在地に住民登録をした方が対象となりますので、以前から居住されていた方は対象とはなりません。</p>
<p>今回住宅を建てるにあたり、土地を2筆取得しました。2筆とも助成の対象になりますか。</p>	<p>2筆ともが住宅の用に供するものであれば助成対象となります。</p>
<p>住宅取得後に、母子健康手帳の交付を受け、子どもを出産したのですが、助成対象となりますか。</p>	<p>住宅取得後に母子健康手帳の交付を受けている場合は、助成対象とはなりません。</p>